平成 25 年 12 月 25 日

飯山市長　　足　立　正　則　　様

飯山市特別職報酬等審議会
会　長　　吉　越　明　人

市長、副市長及び教育長の退職手当の額について（答申）

平成 25 年 11 月 29 日付庶第 249 号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

１　本文

市長、副市長及び教育長の退職手当の額については、現行の額に据え置くことが適当である。

２　理由及び考え方

国は、民間における退職給付の支給の実情に基づき、退職給付における官民較差を解消するため、国家公務員退職手当法を改正した。

このことを踏まえ、本市は、一般職の職員の退職手当に関する条例を改正した。

本審議会は、かかる経緯を踏まえ、市長、副市長及び教育長の退職手当の額について、引き下げる必要があるかどうか、また、仮に引下げを行うとした場合の改定率について検討した結果、給料、退職手当等の額を近隣市町村と比較した場合に本市は低い水準にあることから、退職手当の額については、据え置くことが適当であると結論づけた。